

高石市教育委員会定例会会議録

(平成 30 年 4 月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 30 年 4 月 11 日午後 3 時 00 分
閉 会	平成 30 年 4 月 11 日午後 3 時 30 分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 神 志 那 隆 教育部次長兼社会教育課長 : 杉 本 忠 史 教育部次長兼学校教育課長 : 吉 田 種 司 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 学 校 教 育 課 参 事 : 松 田 訓 一 学 校 教 育 課 長 代 理 : 杉 谷 賢 太 郎 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 : 菅 原 庸 晴 こ だ も 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 代 理 : 辻 本 直 美 社会教育課長代理兼青少年対策室長兼たかい市民文化館長 : 石 田 俊 彦 公 民 館 長 : 松 井 勉 教 育 総 務 課 長 代 理 兼 係 長 : 上 田 麻 紀 教 育 総 務 課 主 事 : 井 川 秀 暢

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第 1 号 高石市教育委員会の所管に属する職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長	<p>議案第1号、高石市教育委員会の所管に属する職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただく。</p> <p>この規則は、勤務条件に関する市の規則を教育委員会においても準用することを定めている教育委員会規則である。</p> <p>3ページの新旧対照表の右側の旧の欄をご覧いただきたい。</p> <p>これまで人事評価については、第1条の3行目後半の「その他身分取扱い」の一つとして市の規定を準用していた。今般、既に実施されている「勤務評定」を削り、そこへ人事評価を追加するよう文言の整備を行ったものである。</p> <p>施行日は公布の日としている。</p>
西中委員	<p>市の規則の準用ということで改正されたことは理解はしたが、勤務評定から人事評価に文言だけ変わったのか、あるいは内容的に変更があるのか、その辺をご説明いただきたい。</p>
教育総務課長	<p>新しく実施している人事評価については、能力評価という観点と実績評価の観点の二面から調査を行い、その人の新たな目標を掲げてもら</p>

	い、その目標に向かって取り組むという形で能力を高めることで人材育成を行うということで実施しているものである。
西中委員	勤務評定も単に評定するだけではなく、評定によって本人の自覚を高めて、人材を育成するという側面も全くないとは言えないので、具体的に何か違いがあるのか、その辺を詳しくご説明いただきたい。
教育部長	以前の勤務評定は、管理職が一方的に評定、職員のほうを考えていた内容を評定としてあらわしていたが、平成28年度、地方公務員法を改正した中でいうと、人事評価は、いわゆる職員一人一人が自分の目標設定を示して、その目標設定に合わせて年度の中でどういうふうに進捗しているかを見きわめながら、最終的に管理職である課長あるいは上席が評価をして、そして個人個人に内容について次の課題を与えながら育成をするという形のシステムに変わったということで、評価制度が大きく変わっているということでご理解いただきたい。
西中委員	評価制度が変わったということで理解した。
採決	可決。

・議案第2号 高石市立幼稚園条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長	<p>議案第2号、高石市立幼稚園条例施行規則等の一部を改正する規則の制定についてであるが、こちらは5ページに記載のとおり改正するものである。</p> <p>改正内容について説明させていただく。</p> <p>今回の改正は、国基準の改定に伴う利用者負担額の改正で、国の基準の改定により利用者負担額が国より上回ることになる階層について利用者負担額を国の基準に合わせるものである。</p> <p>5ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>上段の第1条改正が、平成30年、31年度の利用者負担額の改正である。下段の第2条改正が、平成32年度以降の利用者負担額の改正である。改正内容は、第3階層、市町村民税所得割課税額77,100円以下のうち、特定世帯を除く世帯の第1子の利用者負担額が14,100円であったものを10,100円に、第2子の利用者負担額が7,050円であったものを5,050円に改めるものである。</p> <p>なお、特定世帯とは母子・父子家庭や障害児・者のおられる世帯などである。</p> <p>施行日は公布の日としており、平成30年度利用者負担額等については4月1日から適用することとしている</p>
西村委員	国の基準額が変わったということであるが、これについてどうして変わったのか。何か背景事情があるのかご説明いただきたい。
教育総務課長	国基準の改正は、幼児教育の無償化という動きの中で負担の軽減という観点から利用負担の引き下げをするものである。
西村委員	また今後も段階的に変更がなされる見通しがあるということか。
教育総務課長	変更がなされる見通しである。
西中委員	国の基準に合わせるということで、第1子は4,000円、第2子が2,000円に減額されるということは非常にいいことであると思うが、国基準より低く設定することは考えていないのか。また、国の基準より低く設定するようなことを既にやっている市町村があるのかご説明いただきたい。
教育総務課長	本市では、市内公立幼稚園についても民間幼稚園の利用者負担額と同一という形で国基準にそろえさせていただいたものである。また、

	府下では、民間の幼稚園、認定こども園に係る利用者負担額と公立幼稚園の利用者負担額は、貝塚市・和泉市・泉南市・松原市・柏原市等多くの市で同一の額になっている。
採決	可決

・議案第3号 高石市ふるさと村条例施行規則を廃止する規則の制定について

教育部次長兼社会教育課長	高石市ふるさと村条例を廃止する条例制定が平成30年第1回高石市議会定例会において可決いただいたことに伴い、同施行規則を廃止する規則を制定するものとなっている。 なお、施行日については、平成30年10月1日としている。
吉村委員	前回の議題で出ていたことであるが、有田川町との友好関係については、今後も進めていくという方向で話し合いがされているのか。
教育部次長兼社会教育課長	有田川町との交流ということで、これまでも、商工フェスティバル等イベントだけでなく、様々な分野で交流を実施してきたが、今回、ふるさと村の閉村ということで、有田川町との友好関係が停滞するということのないように、例えば本市市民が有田川町のキャンプ施設等を利用する場合の補助の実施や両市町の小学校の児童の交流事業の実施など、今後も交流を継続していきたいというふうに考えている。
採決	可決

・報告第1号 職員の人事異動について

教育総務課長 教育部長	平成30年3月31日付け及び平成30年4月1日付人事異動について、概略を説明。
佐野教育長	承認する。

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理した16ページ記載の社会教育課担当の7件について、同条第2項の規定に基づきご報告するものである。
佐野教育長	承認する。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	平成30年3月14日から4月10日までの当教育委員会関係諸行事について、各担当課から報告。
佐野教育長	承認する。

・翌月度の主要行事について

各所属長	平成30年4月12日から5月8日までの主要行事予定について各担当課から説明。
佐野教育長	承認する。

その他委員長が必要と認めた事項

佐野教育長	幼稚園・小・中学校入学式が終わったが、今のところ、事故等は起こっていないか。
教育部次長兼学校教育課長	小・中学校・幼稚園始業式が始まり、1件だけ、小学校において入学直後の子供さんが、始業式が始まる前、階段でこけてしまい、額を4針縫うという事故があり、すぐに病院を探したが、見つからずに、救急搬送で、4針を縫わざるを得ないという事態となった。しかし、元気にしているということで聞いている。そのほかの事故報告は聞いていない。
佐野教育長	適切に処置していただいて、ありがたく思っている。